

議会改革推進会議会議録

平成29年10月17日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成29年10月17日(火) 午後3時15分～午後3時33分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員 会 長 中村嘉孝
副 会 長 森 美和子
今岡翔平 西川憲行 高島 真
新 秀隆 尾崎邦洋 中崎孝彦
福沢美由紀 鈴木達夫 岡本公秀
伊藤彦太郎 宮崎勝郎 前田耕一
前田 稔 服部孝規 小坂直親
櫻井清蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 事務局 長 草川博昭 議事調査室長 渡邊靖文
水越いずみ 高野利人
- 6 案 件 1. 議会改革取り組みの報告について
2. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後3時15分 開会

○会長（中村嘉孝君） それでは、ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

1番、議会改革の取り組みの報告についてでございます。

亀山市議会では、議会基本条例を施行後、平成23年8月に議会改革の道を閉ざすことなく、継続的に推進するために、この議会改革推進会議と検討部会を設置し、さまざまな改革を進めてきております。

本日は、1年間の報告の場として、この推進会議を開催させていただきました。

議会基本条例の条文ごとに抽出した課題を、スケジュールに基づいて検討経過を課題ごとにカルテに積み上げながら検討してまいりました。

それでは、詳細について事項書に沿って進めていきたいと思っております。

まず完了した検討課題についてでございますが、1番の反問権の取り扱いについて、2番、請願者の説明機会について、3番、代表質問についてにつきまして、まとめて事務局より説明いたさせます。高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、事項書に沿って説明させていただきます。

まずお手元の資料1をごらんください。

検討課題13としまして、反問権の取り扱いについてでございます。

これにつきましては、主に反問中の時間をどう扱うかというところについて議論をしてまいりました。議会運営委員会で最終的には協議をし、検証をしてみた結果、反問権の取り扱いについては、執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑、質問時間には含めないこととするということとあわせて、反問の回数制限は設けないこととする。それと、反問権の行使できる人の範囲は部長級までとするということで、28年11月4日の議会運営委員会で決定いただきまして、その後、11月8日の推進会議に諮って完了という形にさせていただいております。

続きまして、資料2をごらんください。

検討課題19、請願者の説明機会について（参考人制度について）でございます。こちらにつきましては、請願者の趣旨説明の機会については、あくまでも参考人制度を活用するという考えのもとで検討部会で協議をしてまいりました。そして、参考人招致の手続に関する申し合わせ、参考人招致の手続に関する要綱、あるいは請願者の趣旨説明に関する申し合わせ、これらをまとめて、議会運営委員会で確認をとった上で、5月19日に開催されました、こちらが議会改革の推進会議の場におきまして、請願者の趣旨説明制度の概要及び例規を確認いただきまして、6月定例会から運用することを決定いただいております。そして、完了という形になってございます。

続きまして、資料3をごらんください。

こちらについては、検討課題44、代表質問についてということでございます。

こちらにつきましては、平成29年の3月から代表質問を行うということで、その具体的な運用方法について議運で議論をしてまいりました。

そして、代表質問については、3月定例会では施政方針や改選時の市長の所信表明について代表質問を行うこととすると。なお、施政方針等に議案に関する部分が含まれていても質問は可とする、あるいは時間について、代表質問の質問時間は答弁を含めて40分プラス会派人数掛ける5分以内とする。そして、質疑、質問の日程は、代表質問、議案質疑、一般質問の順とする。代表質問と一般質問

の両方を行うことはできないということで、こちらも議会運営委員会で決定をいただきまして、推進会議でご確認いただいて、11月8日に完了ということになってございます。

ことし完了した課題についてはこの3本でございます。よろしく申し上げます。

○会長（中村嘉孝君） 以上で説明は終わりました。

それでは、このことにつきまして、何か確認等がございましたら順次発言をお願いします。

伊藤議員。

○議員（伊藤彦太郎君） 部長級までという話なんですけれども、本来、反問権というのは、議員が質問する、それに対する反論みたいな部分もあったのを反問という形で、要は内容を確認するような意味合いやったんで、そういうふうな話をしたと思うんですけど、これはそういう反論みたいな意味での反問やったら部長級までというのはわかるんですけど、実際、委員会とかでの内容の確認とかやったら、実際に室長級とやりとりすることも出てくるもので、あえて部長級というふうに、この反問権に関してはする必要がないんじゃないのかという気持ちがあるんですけども、その辺って何か理由はあるんでしょうか。

○会長（中村嘉孝君） 服部部会長。

○部会長（服部孝規君） 特に本会議を中心に考えて、本会議は部長までしか出ませんので、そういうことで考えさせてもらった。例えば委員会でそういう問題が生じる可能性もあります。そのときは、室長さんのほうから直接聞いてもらったら、今のことちょっとわかりにくいんですがと言ってもらえば、それでいわゆる実質上、反問権を行使したような格好になるんで、その程度の緩やかなものでいいんじゃないかなと、委員会の問題については、というふうに考える。だから、あくまでもここで部長というふうにうたったのは、本会議ということでこういうふうにさせてもらったというふうに理解いただけたらと思います。

○会長（中村嘉孝君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○会長（中村嘉孝君） では、ないようですので、現在着手中の検討課題のうち、この1年間に検討を行った4から8までの5項目の検討課題について、まとめて事務局から説明いたさせます。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、事項書に沿って説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料4をごらんください。

検討課題10ということで、議会報告会の開催でございます。

これにつきましては、従前からでございますが、全会一致でなければ議会報告会は実施しないということで進めておりますので、今年につきましても1年間は開催せず、ただし、議論としては続けることとし、具体的な手法や議員と事務局の役割等について検討していくことを確認してございます。

続きまして、資料5をごらんください。

検討課題11ということで、公聴会制度についてでございます。

こちらにつきましては、請願者の趣旨説明の機会、それと参考人制度とあわせて今まで検討課題11、19という形であわせて議論をしてまいりました。そこで、先ほど完了の項目にありました請願者の趣旨説明の機会（参考人制度）についてが先行して完了という形になりましたので、検討課題カルテを分離しまして、公聴会制度については、一つの検討課題という形で引き続き議論を続けていく

ということで、新たにカルテをつくってございます。

それと、対応の内容といたしましては、今までに公聴会開催の要綱とか、公聴会開催の手続に関する要綱案については協議を行っておりますが、そこまででございます。

続きまして、資料の6をごらんいただきたいと思います。

検討課題27、新たな項目の必要性について検討ということで、これにつきましては、議会の議決事件の追加を検討するという課題カルテでございます。

これにつきましては、まず都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査いたしております。そして、それに基づいて協議を行ったほか、前回、全議員を対象に議決事件にすべき計画に関する意向調査ということでペーパーを配付させていただきまして、その結果を取りまとめてご確認をいただいております。そこまで今後引き続き検討をしていくことを確認して、今期については終わっております。

続きまして、資料の7でございます。検討課題29、長期欠席者への対応ということでございます。

これにつきましては、既に条例等を制定しております他市議会の条例を比較しまして、それをチョイスしながら、亀山市版の条例案を今検討しておりますところでございます。そして、これは9月定例会でございますけれども、佐賀県内の全10市が、議長会を中心に、その辺の長期欠席者への対応の関係で条例を整備しておりますので、今後その辺の、こういった言い回しをしておるのかというのも比較検討しながら、亀山市版を最終つくり上げていくというところで、今期については終了をしております。

続きまして、資料8をごらんください。

検討課題45ということで、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について。

これにつきましては、議長の任期、それと常任委員会の任期についてということで検討をいただいております。それで、これにつきましては、協議の結果、検討部会としては、今度の改選後という形になりますが、議長任期を2年ということで部会としては方向性を出しました。そして、代表者会議においても、その件については確認をいただいております。ただ、このカルテといたしましては、議長任期とあわせて委員会の任期についても議論をしていくという形になっておりますので、カルテについては完了とせず、引き続き常任委員会の任期について今議論を進めておるところでございます。そして、その常任委員会の任期、あるいは構成につきましては、まずもって定数18の市議会の委員会構成とか委員の任期、これについて調査・研究を行っております。そして、今後、今まで行っております現在の3委員会での亀山市議会の委員会運営がどうなんやという検証を行うということをご確認いただきまして、今期については終了をしております。

検討課題については以上でございますが、もう一つ、先ほどちょっと北勢5市の検討課題なんかも上がっておりました政務活動費の後払いの話についても検討課題に上げてはどうやというようなお話が出ておったんですが、これにつきましては、亀山市は、まず政務活動費のホームページでの公開が充実しておる収支報告書、会計帳簿、あるいは領収書といったところまできっちり公開をしておること。あと、基本的に従来から政務活動費で支出している科目で明確に支出が適当なものばかりであるということ、あるいは新たなものを支出しようとするときは、事務局に常に相談をいただいておりますし、年度末の精算時には事務局が複数体制でチェックをしておりますので、不正支出はあり得やんであろうということで、従前どおり前払いを継続するというところで検討課題にはあえて上げ

ないという結論を出しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○会長（中村嘉孝君） 以上で説明は終わりました。

それでは、このことについて何かほかにご確認等がございましたら、順次発言をお願いします。

よろしいですか、8番まで。

（発言する者なし）

○会長（中村嘉孝君） なければ、本日確認させていただきました事項を含めて、1年間の議会改革の取り組みについて整理した亀山市議会の議会改革白書2017を作成し、10月31日にタブレットのワンドライブにデータを掲載するとともに、議会図書室と議会事務局の閲覧用冊子を更新させていただきますので、ご了承願ひます。

次に、その他の項でございます。

本日の案件は以上でございますが、ほかになにかございせんか。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 反問権の話も出たんですけども、理事者側に反問権ができるんやけれども、こっち側には反問権はないわけやな。ぐうたらぐうたら答弁してもうて、言っていること、肝心なことを言わずに時間ばかり過ぎて困っているんやわ。私だけかわからんけれども。だから、できたら、以前のように、もう一遍持ち時間制度にしてもらうように、一遍考えてもらえんやろうかと思っぺますんや、私。よう市長の答弁を聞いておると、いつも時計を見てしゃべっておるわさ。ゼロになるようにな。だから、持ち時間制にしようて、その持ち時間以内でそれぞれの質問される方々が時間配分してもらうたらいいと思っぺすわ。理事者側の答弁が全然聞いておることを答えていないと、もう一遍同じことを聞かんならんわさ。そうすると、だんだん時間が過ぎていくというようなことがあるもんで、そこら辺をちょっと踏まえて、以前までは各議員が持ち時間制で15分やったら15分、30分やったら30分という持ち時間で、答弁抜きでという形で議論させてもらうて、一問一答方式もそういうような形になってきたんですけどもさ、そこら辺を一遍ご検討いただけんやろうかと提案させていだきたいと思っぺすが、いかがでございませう。

今すぐ出せと言わへんがな。

○会長（中村嘉孝君） 今後検討させていただきます。

ほかになにかございせんか。

（発言する者なし）

○会長（中村嘉孝君） それでは、なければ以上で議会改革推進会議を閉会いたします。

午後3時33分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 29 年 10 月 17 日

会長 中 村 嘉 孝